

## 国立大学法人室蘭工業大学の役員報酬・給与等について

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### ① 平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

本学が定める役員に支給する期末特別手当(ボーナス)において、役員の俸給等に当該役員の職務実績に応じて、期末特別手当額の10/100の範囲内で増額又は減額することができることとしている。

##### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

国家公務員の給与水準を考慮し、一般職の職員の給与に関する法律に定める指定職俸給表適用者を参考としつつ、学長の俸給月額を約6.7%引下げた。

理事

国家公務員の給与水準を考慮し、一般職の職員の給与に関する法律に定める指定職俸給表適用者を参考としつつ、理事の俸給月額を約6.7%引下げた。(任期中の在職者については、現給保障を行った。)

理事(非常勤)

適用者なし

監事

適用者なし

監事(非常勤)

国家公務員の給与水準を考慮し、一般職の職員の給与に関する法律に定める指定職俸給表適用者を参考としつつ、監事(非常勤)の俸給月額を約6.7%引下げた。(任期中の在職者については、現給保障を行った。)

#### 2 役員報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 16,894	千円 11,928	千円 4,828	千円 138 (寒冷地手当)		
理事 (3人)	千円 38,591	千円 28,080	千円 10,099	千円 388 (寒冷地手当) 24 (通勤手当)		
理事 (非常勤) (0人)	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0 ( )		
監事 (0人)	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0 ( )		
監事 (非常勤) (2人)	千円 5,160	千円 5,160	千円 0	千円 0 ( )		

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘 要
法人の長					該当者なし
理事					該当者なし
監事					該当者なし

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

人件費については、いわゆる「定員」（人数）と「予算」（金額）により管理するとともに人事制度、給与体系、就業規則等の推移を踏まえつつ、人件費管理を行うこととする。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を考慮し、一般職の職員の給与に関する法律に定める職種に応じた俸給表適用者を参考としつつ、公務員の給与改定に関する取扱いについて（平成18年10月17日閣議決定）の3の（3）の「独立行政法人の役職員の給与改定については、国家公務員の給与水準を十分考慮して適正な給与水準とするよう要請する。」に基づき、適正な給与水準を確保

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績に応じて、昇給、昇格及び降格の実施並びに勤勉手当（6月期・12月期）支給割合の増減を行っている。

#### [能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与：勤勉手当（査定分）	基準日（6月1日・12月1日）に在職する職員に対し、同日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給割合を決定（国家公務員の給与制度に準拠）
昇給	1月1日に同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、昇給させる（国家公務員の給与制度に準拠）
昇格・降格	昇格：勤務成績が特に良好な職員で本学が定める基準を満たしている者については、その者が従事する職務に応じ、かつ総合的な能力の評価により、1級上位の級に昇格させることができる（国家公務員の給与制度に準拠） 降格：勤務実績がよくない等のため降任した場合に、下位の級に降格させることができる（国家公務員の給与制度に準拠）

#### ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

国家公務員の給与水準を考慮し、一般職の職員の給与に関する法律に定める職種に応じた俸給表適用者を参考としつつ、職員の俸給表を改正し、俸給月額を平均4.8%引下げた。

昇給制度について、国家公務員の給与制度に準拠した見直しを行い、普通昇給と特別昇給を統合し、昇給時期を年1回、1月1日に統一した。

諸手当についても、国家公務員の給与制度に準拠し、俸給の調整額の調整基本額の引下げ、調整手当の廃止及び地域手当の新設を行った。

なお、本学独自の措置として、国家公務員の給与制度に準拠した寒冷地手当の減額改正に伴う経過措置について、平成18年度支給額を平成17年度支給額と同額とする改正を行った。

また、新たに入試手当及び学位論文審査手当を設ける改正を行った。

## 2 職員給与の支給状況

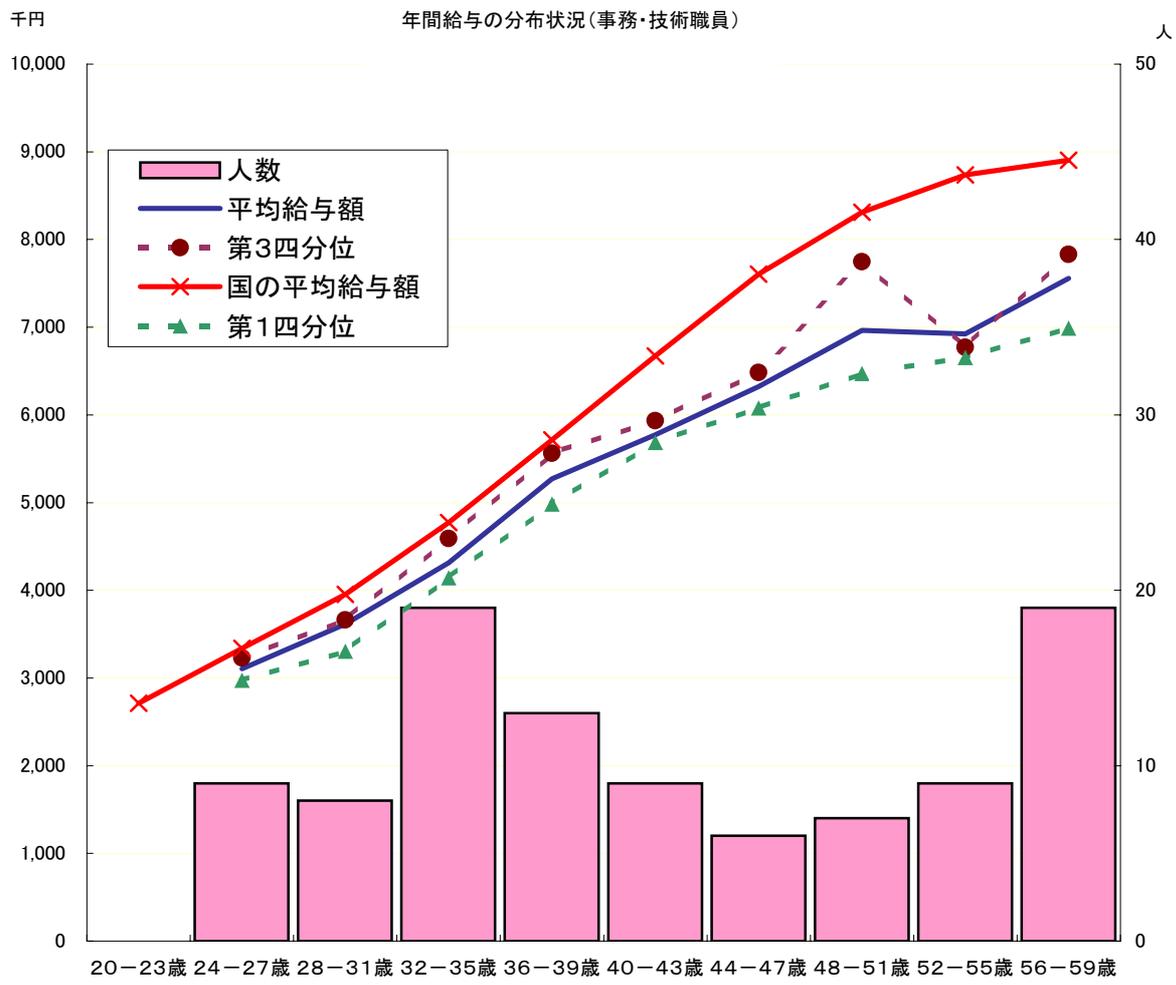
### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 277	歳 47.0	千円 7,768	千円 5,576	千円 29	千円 2,192
事務・技術	人 99	歳 42.5	千円 5,597	千円 4,081	千円 22	千円 1,516
教育職種 (大学教員)	人 176	歳 49.5	千円 9,022	千円 6,439	千円 33	千円 2,583
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
技能・労務職種 (自動車運転手)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
その他医療職種 (看護師)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
再任用職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	人 4	歳 49.8	千円 5,629	千円 4,076	千円 15	千円 1,553
事務・技術	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

注: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注: 常勤職員の技能・労務職種、その他医療職種については、該当者が1人のため、また非常勤職員の事務・技術、教育職種については該当者が2人のため、それぞれ当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

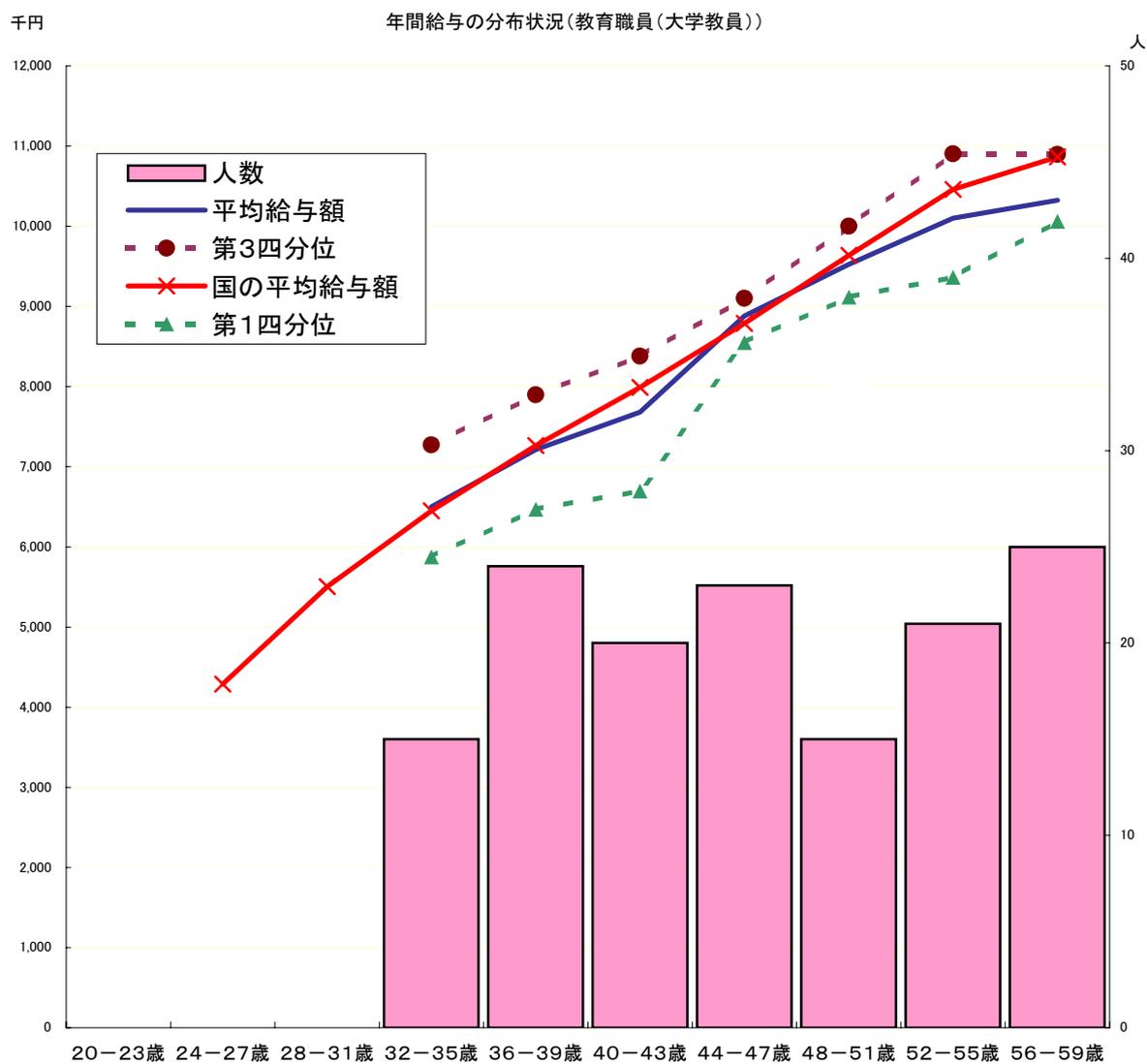


注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
課長	5	55.5	8,308	8,801	9,192		
課長補佐	12	56.3	6,754	7,165	7,545		
係長	54	44.2	5,091	5,763	6,471		
係員	24	29.5	3,224	3,619	4,144		

注:「課長補佐」には課長補佐相当職である「技術専門官」を、「係長」には係長相当職である「専門職員」及び「技術専門職員」を、「係員」には事務職員のほか「技術職員」をそれぞれ含む。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第3分位	第1分位
教授	75	56.9	10,038	10,576	11,004	10,038	10,576
准教授	61	45.7	8,100	8,504	9,000	8,100	8,504
講師	14	41.5	6,633	7,291	7,563	6,633	7,291
助教	26	41.5	6,001	6,464	6,813	6,001	6,464

③ 職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	係長 主任 技術専門職員	課長補佐・係長 技術専門職員	課長 課長補佐 技術専門官
人員 (割合)	99	10 (10.1%)	16 (16.2%)	46 (46.5%)	15 (15.2%)	7 (7.1%)
年齢(最高 ～最低)		30 } 24	34 } 28	57 } 33	59 } 49	59 } 57
所定内給 与年額(最高 ～最低)		2,509 } 1,999	3,626 } 2,436	4,859 } 2,842	5,631 } 4,601	5,968 } 5,033
年間給与 額(最高～ 最低)		3,308 } 2,721	4,816 } 3,304	6,656 } 3,785	7,745 } 6,303	8,060 } 7,035

区分		6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長 技術専門官	事務局長	事務局長	事務局長	事務局長
人員 (割合)		4 (4.0%)	該当者なし	1 (1.0%)	該当者なし	該当者なし
年齢(最高 ～最低)		59 } 51	}	}	}	}
所定内給 与年額(最高 ～最低)		7,067 } 6,181	}	}	}	}
年間給与 額(最高～ 最低)		9,547 } 8,308	}	}	}	}

注：8級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定される恐れのあることから、年齢(最高～最低)以下の事項について記載していない。

## (教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助教	講師	准教授	教授	教授
人員 (割合)	176	31 (17.6%)	9 (5.1%)	61 (34.7%)	75 (42.6%)	該当者なし
年齢(最高 ～最低)		62 } 32	61 } 32	62 } 34	64 } 44	}
所定内給 与年額(最高 ～最低)		5,572 } 4,024	6,496 } 4,660	6,774 } 5,015	8,708 } 6,095	}
年間給与 額(最高～ 最低)		7,634 } 5,554	9,045 } 6,561	9,479 } 7,065	12,030 } 8,752	}

## ④ 賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

## (事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	61.4	66.3	63.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	38.6	33.7	36.1
	最高～最低	48.9	45.1	46.9
		}	}	}
		32.8	29.5	31.3
一般 職員	一律支給分(期末相当)	65.7	68.8	67.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.3	31.2	32.7
	最高～最低	39.4	36.3	36.4
		}	}	}
		29.3	28.2	30.1

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	66.3	69.2	67.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	33.7	30.8	32.2
	最高～最低	35.9	35.5	35.6
		32.6	29.7	31.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.4	68.7	67.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.6	31.3	32.9
	最高～最低	39.4	36.3	37.8
		29.3	29.4	30.1

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))  
対他の国立大学法人等

86.5
98.3

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

97.3
------

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標

(教育職員(大学教員))

対国家公務員(平成15年度の教育職(一))

97.9
------

### Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	2,519,115	2,574,266	-55,151 ( △2.1)	-83,845 ( △3.2)
退職手当支給額 (B)	402,487	424,643	-22,156 ( △5.2)	14,125 ( 3.6)
非常勤役職員等給与 (C)	170,702	169,510	1,192 ( 0.7)	-12,862 ( △7.0)
福利厚生費 (D)	329,721	329,848	-127 ( 0.0)	2,055 ( 0.6)
最広義人件費 (A+B+C+D)	3,422,026	3,498,268	-76,242 ( △2.2)	-80,527 ( △2.3)

#### 総人件費について参考となる事項

- ① 給与・報酬等支給総額、最広義人件費の対前年度比は上記のとおり。常勤職員数の減少、俸給月額改正等により、給与・報酬等支給総額は減額されており、退職手当支給額の減額の要素が加わったことにより、最広義人件費は更に減額されている。
- ② i) 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。  
ii) 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%程度の人件費の削減を図る。  
iii) 基準年度（平成17年度）の「給与、報酬等支給総額」2,574,266千円、当年度の「給与、報酬等支給総額」2,519,115千円、当年度までの人件費削減率△2.1%。
- ③ 当年度の「給与、報酬等支給総額」2,519,115千円、平成17年度の「人件費予算相当額」2,730,303千円、人件費の削減率（対人件費予算相当額）△7.7%。

### Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし